

議案第34号

幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幸手市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2等級別基準職務表の3級の項中「主査」を「参与、副参与、主査」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

管理監督職勤務上限年齢制の導入により、管理監督職勤務上限年齢の60歳に達した職員を管理監督職以外へ降任させることに伴い、新たな職を設けたいので、この案を提出するものである。